

○経済産業省告示第二百六号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第五十号（エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第 五 条				第 五 条			
第一 環境影響度の目標値及び目標年度 1 家庭用エアコンデイスヨナー [略]				第一 環境影響度の目標値及び目標年度 1 家庭用エアコンデイスヨナー [略]			
2 店舗・事務所用エアコンデイスヨナー 規則第3条に規定する店舗・事務所用エアコンデイスヨナー（以下単に「店舗・事務所用エアコンデイスヨナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。				2 店舗・事務所用エアコンデイスヨナー 規則第3条に規定する店舗・事務所用エアコンデイスヨナー（以下単に「店舗・事務所用エアコンデイスヨナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。			
区分		環境影響度の目標値	目標年度	区分		環境影響度の目標値	目標年度
店舗・事	ー	一日の冷	[略]	店舗・事	ー	一日の冷	[略]

務所用エ アコンデ イシヨナ ー	凍能力 (高 圧ガス保安 法 (昭和二 十六年法律 第二百四号) 第五条第 三項の規定 に基づき算 定されたも のをいう。 以下同じ。) が三トン 未満のもの (<u>四号に掲 げるものを 除く。</u>)		
	[略]	[略]	二 一日の冷 凍能力が三 トン以上の もの (<u>三号 及び四号に 掲げるもの</u>

務所用エ アコンデ イシヨナ ー	凍能力 (高 圧ガス保安 法 (昭和二 十六年法律 第二百四号) 第五条第 三項の規定 に基づき算 定されたも のをいう。 以下同じ。) が三トン 未満のもの		
	[略]	[略]	二 一日の冷 凍能力が三 トン以上の もの (<u>次号 に掲げるも のを除く。</u>

	を除く。)		
	[略]	[略]	[略]
	<u>四</u> <u>ビル用エアコンデ</u> <u>ィション</u> <u>ナー（分離</u> <u>型であって</u> <u>一の室外機</u> <u>に二以上の</u> <u>室内機を接</u> <u>続して用い</u> <u>る構造のも</u> <u>ののうち、</u> <u>室内機ごと</u> <u>に空気の温</u> <u>度又は湿度</u> <u>を調整する</u> <u>ことができる</u> <u>もの。）</u>	<u>750</u>	<u>2025</u>

3 自動車用エアコンディションナー

	)		
	[略]	[略]	[略]
	[新設]	[新設]	[新設]

3 自動車用エアコンディションナー

【表】

備考 表中の「」の記載は注記である。

【表】

附 則

この告示は、令和四年三月二十七日から施行する。